

改 正 案

現 行

<p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））</p> <p>二 第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第八条 法第八条第六項（法第二十二條の八第三項及び第二十二條の九第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行者を代理して主催旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））</p> <p>二 第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の主催旅行の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち主催旅行の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）</p> <p>第八条 法第八条第六項（法第二十二條の八第三項及び第二十二條の九第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び商法（明治三十二年法律第四十八号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定</p>
---	--

がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第九条 法第八条第六項（法第二十二條の八第三項及び第二十二條の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により前條の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（旅行業務取扱管理者の職務）

第十条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行に関する計画の作成に関する事項
- 二 法第十二條の規定による料金の揭示に関する事項
- 三 法第十二條の二第三項の規定による旅行業約款の揭示及び備置きに

がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）による破産の宣告を受け、破産終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

第九条 法第八条第六項（法第二十二條の八第三項及び第二十二條の九第五項において準用する場合を含む。）の規定により前條の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一・二（略）
- 2・3（略）

（旅行業務取扱主任者の職務）

第十条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、広告の実施及び施行に関する苦情の処理とする。

関する事項

- 四 法第十二条の四の規定による取引条件の説明に関する事項
- 五 法第十二条の五の規定による書面の交付に関する事項
- 六 法第十二条の七及び法第十二条の八の規定による広告に関する事項
- 七 法第十二条の十の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- 八 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- 九 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

(旅行業務取扱管理者試験)

第十一条 国土交通大臣は、旅行業務取扱管理者試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。

第十二条 総合旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一（四）略

2 国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目とする。

(受験手続)

第十二条 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

関する事項

第十一条 国土交通大臣は、旅行業務取扱主任者試験（以下「試験」という。）の期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。

第十二条 一般旅行業務取扱主任者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一（四）略

2 国内旅行業務取扱主任者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目とする。

(受験手続)

第十二条 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱主任者試験受験願書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付)

第十四条 国土交通大臣は、試験に合格した者に対し、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

2・3 (略)

(試験の一部免除)

第二十条 法第十一条の二第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者とし、国土交通大臣は、その者について、第十二条第一項第一号及び第二号の事項に係る総合旅行業務取扱管理者試験を免除することができる。

(軽微な変更)

第二十四条 法第十二条の二第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 旅行者が第三種旅行業への変更登録を受けた場合における企画旅行契約(参加する旅行者の募集をすることにより実施する企画旅行に係るものに限る。)に係る事項の削除

(取引条件の説明)

第二十五条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画旅行を実施する旅行者(以下「企画者」という。)の氏名

(旅行業務取扱主任者試験合格証の交付)

第十四条 国土交通大臣は、試験に合格した者に対し、第七号様式による旅行業務取扱主任者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

2・3 (略)

(試験の一部免除)

第二十条 法第十一条の二第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者とし、国土交通大臣は、その者について、第十二条第一項第一号及び第二号の事項に係る一般旅行業務取扱主任者試験を免除することができる。

(軽微な変更)

第二十四条 法第十二条の二第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 旅行者が第三種旅行業への変更登録を受けた場合における主催旅行契約に係る事項の削除

(取引条件の説明)

第二十五条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 主催旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 主催旅行を実施する旅行者(以下「主催者」という。)の氏名

又は名称

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨

ハ〜ヘ (略)

ト 企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回つた場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ〜ル (略)

ク 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格

ク 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報
ニ 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 前号八からへまで及びチからクまでに掲げる事項

三 法第一条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

(書面の記載事項)

第二十五条の三 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

又は名称

ロ 主催者以外の者が主催者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨

ハ〜ヘ (略)

ト 主催旅行の参加者数があらかじめ主催者が定める人員数を下回つた場合に当該主催旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数

チ〜ル (略)

ニ 主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 前号八からへまで及びチからルまでに掲げる事項

三 法第一条第一項第七号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

(書面の記載事項)

第二十五条の三 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 主催旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 主催者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

号

ハ (略)

二 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨

ホ 第二十五条第一号八からワまでに掲げる事項

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第二十五条第一号八からへまで及びちからワまで、同条第二号八並びに前号八及び二に掲げる事項

三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第二十五条第一号二及びホに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十五条の四 (略)

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(書面の交付を要しない場合)

ロ 主催者以外の者が主催者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

号

ハ (略)

二 当該契約に係る旅行業務取扱主任者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱主任者が最終的には説明を行う旨

ホ 第二十五条第一号八からルまでに掲げる事項

二 主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約(次号に規定する契約を除く。)を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第二十五条第一号八からへまで及びちからルまで、同条第二号八並びに前号八及び二に掲げる事項

三 法第二条第一項第七号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第二十五条第一号二及びホに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十五条の四 (略)

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

(書面の交付を要しない場合)

第二十六条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める場合は、法第二十一条第九号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

(書面の記載事項)

第二十七条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 第二十五条第一号八からトまで及びリからワまで並びに第二十五条の三第一号イ、ハ及びニに掲げる事項
- ハ (略)
- ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画者との連絡方法
- 二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- ハ 第二十五条第一号八からへまで及びリからワまで、同条第二号ハ、第二十五条の三第一号八及びニ並びに前号八に掲げる事項

(旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

第二十七条の四 (略)

(広告の表示方法)

第二十六条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める場合は、法第二十一条第七号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

(書面の記載事項)

第二十七条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主催旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ 主催者以外の者が主催者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- ロ 第二十五条第一号八からトまで及びリからルまで並びに第二十五条の三第一号イ、ハ及びニに掲げる事項
- ハ (略)
- ニ 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における主催者との連絡方法
- 二 主催旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- ハ 第二十五条第一号八からへまで及びリからルまで、同条第二号ハ、第二十五条の三第一号八及びニ並びに前号八に掲げる事項

(旅行業務取扱主任者の証明書の様式)

第二十七条の四 (略)

(広告の表示方法)

第二十八条の二 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合には、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

二 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第二十九条 法第十二条の七の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 二 五 (略)
- 六 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 (略)

(誇大表示をしてはならない事項)

第三十条 法第十二条の八の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)

二 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項

第二十八条の二 旅行者等は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 主催者以外の者の氏名又は名称を表示する場合には、文字の大きさ等に留意して、主催者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

二 旅行者が旅行者等に支払うべき対価が当該主催旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第二十九条 法第十二条の七の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主催者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 二 五 (略)
- 六 主催旅行の参加者数があらかじめ主催者が定める人員数を下回った場合に当該主催旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 (略)

(誇大表示をしてはならない事項)

第三十条 法第十二条の八の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)

三 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項

四七 (略)

八 旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

(旅程管理業務に関する実務の経験)

第三十三条 法第十二条の十一第一項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後一年以内に一回以上又は当該研修の課程を修了した日から三年以内に二回以上の旅程管理業務（本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。）に従事した経験（国土交通大臣が、本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務に関する特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験）とする。

2 (略)

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二（法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が研修業務を行おうとする事務所の名称及び

二七五 (略)

六 旅行業者等の資力又は信用に関する事項

第三十二条 削除

(旅程管理業務に関する実務の経験)

第三十四条 法第十二条の十一第一項の国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後一年以内に一回以上又は当該研修の課程を修了した日から五年以内に三回以上の旅程管理業務（本邦外の主催旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務に限る。）に従事した経験（国土交通大臣が、本邦外の主催旅行に係る旅程管理業務に関する特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験）とする。

2 (略)

(旅程管理研修を実施する機関の指定の申請)

第三十五条 法第十二条の十一第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 旅程管理業務に関する研修（以下「旅程管理研修」という。）の課程の名称及び定員並びに当該課程において講習を受けることができる者の資格

び所在地

三 登録を受けようとする者が研修業務を開始する日

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の名及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 履歴書

三 旅程管理研修が法別表の上欄に掲げる科目（以下「登録研修科目」といふ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師（以下「登録研修講師」といふ。）により行われることを証する書類

四 登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

五 登録を受けようとする者が法第十二条の十二各号のいずれにも該当しないことを証する書類

3| 前項第二号イの規定にかかわらず、国土交通大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）から当該登録を申請しようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、前項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（登録研修機関登録簿の記載事項）

三 旅程管理研修に関する事務を行う事務所の所在地

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 規則又は学則

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条（同法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による学校の設置の認可又は同法第八十二条の八第一項の規定による専修学校の設置の認可を受けた者にあつては、当該認可書の写し

三 研修を行う者の名簿、履歴書及び担当科目を記載した書類

四 研修科目、時間数等研修の内容を記載した書類

五 教科書

六 教室、実習用教材等の概要を記載した書類

（指定の基準）

第三十五条 法第十二条の十四第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 研修業務を行う事務所の名称
- 二 研修業務の開始日

(研修業務の実施基準)

第三十六条 法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 旅行業に従事する者に対して、旅程管理研修を行うこと。
- 二 旅程管理研修を毎年一回以上行うこと。
- 三 登録研修科目の研修時間等の研修内容及び研修の方法が、それぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
- 四 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する教材（以下「登録研修教材」という。）を使用するものであること。
- 五 登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に回答すること。
- 六 国土交通大臣が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に対して、旅程管理研修の修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付すること。
- 七 旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に關し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

第三十六条 法第十二条の十一第一項の規定による指定は、旅程管理研修を公正かつ適確に実施することができるものと認められる者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものについて行う。

- 一 法第六条第一項第一号から第六号までの一に該当する者であること。
- 二 第三十七条の二の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者であること。

(公示)

第三十七条 法第十二条の十一第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定旅程管理研修機関」という。）のうち、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であるものの名称及び主たる事務所の所在地並びに旅程管理研修の種類は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	旅程管理研修の種類
社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関三丁目二番二号全日通霞が関ビル	一般旅行業務旅程管理指定研修及び国内旅行業務旅程管理指定研修
社団法人全国旅行業協会	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号田中山ビル	国内旅行業務旅程管理指定研修
社団法人日本添乗サービス協会	東京都港区芝公園二丁目十一番十七号朝井ビル四階	一般旅行業務旅程管理指定研修及び国内旅行業務旅程管理指定研修

(登録事項の変更の届出)

第三十七条 登録研修機関は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

(研修業務規程の記載事項)

第三十七条の二 法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は

次に掲げるものとする。

- 一 研修業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 研修業務を行う事務所に関する事項
- 三 旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項
- 四 旅程管理研修の受講の申請に関する事項

社団法人全国 農協観光協会	東京都千代田区外神田一丁目十六番八号	一般旅行業務旅程管理指 定研修及び国内旅行業務 旅程管理指定研修
------------------	--------------------	--

2 指定旅程管理研修機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び主たる事務所の所在地並びに旅程管理研修の種類は、国土交通大臣が官報で公示する。

(指定の取消)

第三十七条の二 国土交通大臣は、指定旅程管理研修機関が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 不公正な手段により法第十二条の十一第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。
- 二 第三十六条の基準に適合しないこととなったとき。

- 五 旅程管理研修の実施方法に関する事項
- 六 旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 七 旅程管理研修の内容及び時間に関する事項
- 八 登録研修教材に関する事項
- 九 修了試験の実施方法
- 十 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十一 研修業務に関する秘密の保持に関する事項
- 十二 研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十三 不正な受講者の処分に関する事項
- 十四 その他研修業務に関し必要な事項

(研修業務の休廃止の届出)

第三十七条の三 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする研修業務の範囲
- 二 研修業務を休止又は廃止しようとする日
- 三 研修業務を休止しようとする期間
- 四 研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の閲覧の方法)

第三十七条の四 法第十二条の二十第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十七条の五 法第十二条の二十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載事項)

第三十七条の六 法第十二条の二十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 旅程管理研修の料金の収納に関する事項
 - 二 旅程管理研修の受講申請の受理に関する事項
 - 三 旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 四 その他旅程管理研修の実施状況に関する事項
- 2 登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。
- 3 登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第三十七条の七 法第十二条の二十六第二項の身分を示す証明書の様式は、第十五号様式とする。

(研修業務の引継ぎ)

第三十七条の八 登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 研修業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(禁止行為)

第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為とする。

(手数料)

第四十一条 令第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第二項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3 (略)

(手数料)

第四十一条 令第三条第一項及び第二項の手数は、更新登録申請書又は旅行業務取扱主任者試験受験願書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録又は法第十一条の三第一項の試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2・3 (略)

(認証の申出)

第四十五条 法第二十二條の九第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証(以下「認証」という。)(を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員(その者と取引をした旅行者代理業者の所属旅行者者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)(が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証事務の処理)

第四十七条 旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従つてしなければならない。

2| 前項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出(認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行わ

れ、還付充当金が納付された場合にあつては、当該納付があつた後最初の認証の申出()のあつた日から六十日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあつた日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

3| (略)

(認証の申出)

第四十五条 法第二十二條の九第三項の規定によりその債権について旅行業協会の認証(以下「認証」という。)(を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員(その者と取引をした旅行者代理業者の所属旅行者者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。)(が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

(認証事務の処理)

第四十七条 旅行業協会は、認証に係る事務を処理する場合には、認証申出書の受理の順序に従つてなければならない。

2| 前項の規定の適用については、旅行者以外の者からの認証の申出は、⁹ 当該申出のあつた日から六十日を経過した日に受理されたものとみなす。

3| 第一項の規定の適用については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出(認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行

われ、還付充当金が納付された場合にあつては、当該納付があつた後最初の認証の申出()のあつた日から五十九日を経過した日までになされた認証対象保証社員に係る旅行者からの認証の申出は、当該最初の認証の申出のあつた日から五十九日を経過した日に同時に受理されたものとみなす。

4| (略)

(弁済業務保証金準備金の取り崩し)

第四十八条 法第二十二條の十三第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に關し取引をした旅行者の保護を考慮して、国土交通大臣が告示で定める額とする。

(解散等の届出)

第五十條の二 法第二十五條の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を国土交通大臣（旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

(試験委員の要件)

第五十五條 法第二十五條の二第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二條に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

(報告)

第五十六條 旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第二十五條の団体は、国土交通大臣又は都道府県知事から法第二十六條第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について国土交通大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証票の様式)

第五十七條 法第二十六條第三項の身分を示す証票の様式は、第十六号様式とする。

(弁済業務保証金準備金の取りくずし)

第四十八条 法第二十二條の十三第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に關する取引の相手方の保護を考慮して、国土交通大臣が告示で定める額とする。

(試験委員の要件)

第五十四條の二 法第二十五條の二第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二條に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

(報告)

第五十五條 旅行業者等、指定旅程管理研修機関、旅行業協会又は法第二十五條の団体は、国土交通大臣又は都道府県知事から法第二十六條第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について国土交通大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証票の様式)

第五十六條 法第二十六條第三項の身分を示す証票の様式は、第十五号様式とする。

(届出)

第五十七条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときには、十日以内に(第二号に掲げる場合にあつては、三十日以内に)、その旨を国土交通大臣(旅行者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならぬ。

一 指定旅程管理研修機関 第三十五条第一項各号に掲げる事項に変更があつた場合

二 法第二十五条の団体 解散し、又は第五十条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合

(經由機関)

第五十八条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第三十五条第一項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第五十一条第一項及び第五十二条第一項及び第五十七条第一号に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して提出しなければならない。

別表(第七条関係)

(添付)

第七号様式(第十四条関係)

(添付)

(經由機関)

第五十八条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第五十一条第一項及び第五十二条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を經由して提出しなければならない。

別表(第七条関係)

(添付)

第七号様式(第十四条関係)

(添付)

第八号様式(第十四条関係)

(添付)

第九号様式(第二十七条の四関係)

(添付)

第十二号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十三号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十四号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十五号様式(第三十七条の七関係)

(添付)

第十六号様式(第五十七條関係)

(添付)

第十七号様式(第五十六條関係)

(添付)

第八号様式(第十四条関係)

(添付)

第九号様式(第二十七条の二関係)

(添付)

第十一号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十二号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十三号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十四号様式(第三十一条関係)

(添付)

第十五号様式(第五十六條関係)

(添付)

第十六号様式(第五十六條関係)

(添付)